

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組（案）

重点検討項目：生物多様性の主流化に向けた取組の強化

生物多様性の社会への浸透を図り、主流化を進めるためには、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に向けた検討を進めるとともに、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向けた取組や経済的手法も含めた推進方策について検討を進める必要がある。また、広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等を進めることも重要である。このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組
- b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組
- c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向け、我が国として効果的かつ緊急的な施策を進めていく。とりわけ、生物多様性の社会への主流化に向けた取組については、生物多様性地域戦略の策定促進や国連生物多様性の 10 年に基づく各主体の取組の強化とともに、国際的動向も踏まえつつ、生物多様性と生態系サービスの価値評価に向けた検討や生物多様性の価値を社会に組み込んでいくことについて検討を進めていく。

(2) 現状と取組状況

生物多様性の状況は地球規模で悪化をしており、また、我が国の生物多様性の危機も解消されていない。生物多様性の危機への対処に必要な取組を強化・充実していくことが必要であるが、加えて、私たち一人ひとりの日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したりし、行動へと移していくことが重要である。特に COP10 を機に生物多様性という言葉の認知度は高まっているが、それが一時的なものとなることなく、「生物多様性を意識し、行動につなげていく」ということを国民それぞれが自発的に取り組み、社会全体のうねりに高めていくことが必要である。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が地方自治体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの意思決定や行動に反映される「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、広報・普及啓発の推進や、生物多様性地域戦略の策定促進や緑の基本計画等の関連戦略・計画における生物多様性への配慮の観

点の入れ込み推進、生物多様性の価値評価やその結果の普及・活用、教育・学習・体験の推進、消費行動の転換の提案等を通じて、生物多様性を社会に浸透させるべく総合的に取組を進めている。

a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組

現状

欧州委員会とドイツが提唱し、平成22年度に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により可視化することが有効であると指摘している。また、COP10で世界銀行を中心として「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES）」が立ち上がり、生物多様性や生態系サービスの価値を国の会計制度に組み入れ、各国の経済政策や開発政策に反映させることを目指した研究が進められている。

我が国でもTEEBやWAVESの取組の趣旨を踏まえ、生物多様性の経済的な価値評価を進めており、ウェブサイトにおいて生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え、評価手法、国内外の事例等について紹介している。また、奄美群島の国立公園化やシカ食害対策等の国内の自然保護地域と自然環境保全施策を対象にした経済的価値の評価を実施した。

また、科学と政策とのつながりを強化するため平成24年4月に設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」は、平成26年から平成30年までの作業計画のなかで、生物多様性及び生態系サービスの地球規模のアセスメントを行うとしている。我が国においても、平成25年度より我が国の生物多様性及び生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始した。

分野ごとの取組も行われている。農林水産業が育てている生物多様性について経済的に評価し、評価結果を活用して生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みの構築手法について手引きとして取りまとめた。また、不動産分野においては、生物多様性を含めた環境性能が市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されることを目指して、環境不動産普及のための検討や情報提供が行われている。

取組状況

【環境経済の政策研究】（環境省）

環境と経済が調和した持続可能な社会の実現を目的として、環境保全の取組が

経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について、調査分析し、環境と経済の調和のための方策やこれを実現するための戦略的な環境政策に関する研究事業を推進している。

このうち、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関しては、第 期（平成24～26年度）の研究課題で「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を実施。平成24年度は、やんばる地域及び奄美大島のマングースを根絶することで保全される生物多様性の経済的価値をCVMにより算出するなど、外来種対策にかかる便益について分析を行った。平成25年度は、奄美大島の国立公園指定に係る費用と便益を分析し、国立公園指定の経済的な妥当性を示した。また、時間配分モデルを用いて全国の国立公園毎の国民の滞在時間を分析した。

今後は、平成25年度に実施した国立公園の時間配分モデルにトラベルコストを組み合わせることで、国立公園の経済価値評価を実施するとともに、要因分析を行うことにより国立公園の魅力向上につなげていく。また、経済価値評価の手法だけでなく、評価した結果の活用方法について行政担当者にも分かりやすいマニュアルを作成し、経済価値評価の促進を図る予定。

図表 1 . 平成24年度環境経済の政策研究における評価結果

| 評価対象 | 有効回答数 ¹ / 回答数 | 支払意思額 (1世帯あたり年間 ²) | | 評価額(年間) |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|--------|----------|
| | | 中央値 ³ | 451円 | |
| やんばる地域のマングース根絶により 保全される生物多様性の価値 | 793 / 937 | 中央値 ³ | 451円 | 約234億円 |
| | | 平均値 ⁴ | 2,538円 | 約1,319億円 |
| 奄美大島のマングース根絶により保全 される生物多様性の価値 | 818 / 972 | 中央値 | 571円 | 約297億円 |
| | | 平均値 | 2,539円 | 約1,319億円 |

1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数

2 アンケートでは一世帯あたり10年間継続して支払うものとして質問した結果

3 統計的にYESとNOの回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値

4 統計的に算出した支払意思額の平均値

出典)環境省「平成25年度環境経済の政策研究報告書」(2013)

【生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価】(環境省)

様々な主体が生物多様性及び生態系サービスの価値を認識し、その保全や利用に際して適切な意思決定が行われることを促進するため、生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価の検討を行っている。平成24年度は、奄美群島を国立公園に指定すること及び全国的なシカ対策を実施することにより保全される生物多様性の経済的価値をCVMにより算出した。平成25年度は、全国の湿地(湿原及び干潟)が有する生態系サービスの価値を算出したほか、過去に失われた干潟を再生すること、ツシマヤマネコの生息数を回復させることの経済的価値をCVMにより算出した。

生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価については、TEEBや既存研

究などによりその手法について整理がされているが、我が国においてはまだ評価事例が少ないため、評価事例を積み上げていくことが重要である。また、今後は、経済的な価値を評価するだけでなく、評価した結果を政策の意思決定や経済的手法を用いた新たな制度設計の検討などに活用していくことが求められる。

図表 2 . 平成24年度生物多様性の経済的価値評価に関する検討会における評価結果

| 評価対象 | 有効回答数 ¹ / 回答数 | 支払意思額 (1世帯あたり年間 ²) | | 評価額(年間) |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------------|------------|
| | | 中央値 ³ | 平均値 ⁴ | |
| 奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値 | 671 / 1,051 | 中央値 ³ | 1,728 円 | 約 898 億円 |
| | | 平均値 ⁴ | 3,227 円 | 約 1,676 億円 |
| 全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値 | 670 / 1,057 | 中央値 | 1,666 円 | 約 865 億円 |
| | | 平均値 | 3,181 円 | 約 1,653 億円 |

- 1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数
- 2 アンケートでは一世帯あたり10年間継続して支払うものとして質問した結果
- 3 統計的にYESとNOの回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値
- 4 統計的に算出した支払意思額の平均値

出典)環境省「平成24年度生物多様性及び生態系サービスの経済的価値の評価に関する調査検討委託業務報告書」(2012)

図表 3 . 平成25年度生物多様性の経済的価値評価に関する検討会における評価結果

< 湿原の生態系サービスの経済価値試算結果 >

| 生態系サービス | | 経済価値(/ 年) | 原単位(/ ha / 年) |
|------------|--------------------|----------------|--|
| 調整サービス | 気候調整 (二酸化炭素の吸収) | 約31億円 | [高層湿原] 約1.4万円 [中間湿原] 約2.2万円 [低層湿原] 約3.1万円 |
| | 気候調整 (炭素蓄積) | 約986億 約1,418億円 | [高層湿原] 約250万円 [中間湿原] 約154万 - 177万円 [低層湿原] 約58万 - 105万円 |
| | 水量調整 | 約645億円 | 約59万円 |
| | 水質浄化 (窒素の吸収) | 約3,779億円 | 約343万円 |
| 生息・生育地サービス | 生息・生育環境の提供 | 約1,800億円 | 約163万円 |
| 文化的サービス | 自然景観の保全 | 約1,044億円 | 約95万円 |
| | レクリエーションや環境教育 | 約106億 - 約994億円 | 約9.6万 - 約90万円 |

< 干潟の生態系サービスの経済価値試算結果 >

| 生態系サービス | | 経済価値(/ 年) | 原単位(/ ha / 年) |
|------------|---------------|------------|----------------|
| 供給サービス | 食料 | 約907億円 | 約185万円 |
| 調整サービス | 水質浄化 | 約2,963億円 | 約603万円 |
| 生息・生育地サービス | 生息・生育環境の提供 | 約2,188億円 | 約445万円 |
| 文化的サービス | レクリエーションや環境教育 | 約45億円 | 約9.1万円 |

出典)環境省「平成25年度生物多様性及び生態系サービスの経済的価値の評価に関する調査検討委託業務報告書」(2013)

【生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進】（環境省）

生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(I P B E S)は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、平成24年4月に設立された。

平成25年(2013年)の第2回I P B E S総会にて採択された「I P B E S作業計画2014-2018」に準じ、現在、専門家グループ「生物多様性と生態系サービスのシナリオ分析とモデリングのための政策支援ツールと方法論に関する評価」が立ち上がりつつあり、同専門家グループにおいて今後、将来予測に関する基盤の確立を進める。評価の第一段階は2015年(平成27)年末までに完了する計画となっている。

これを受け、我が国では、平成25年度にI P B E S第2回総会への専門家派遣及び報告会の開催、生態系サービスの定量的評価手法の検討を実施した。

今後はI P B E S第2回総会で採択された「I P B E S作業計画案2014-2018」に則り、我が国の生物多様性及び生態系サービスに関する科学的知見を国際的な評価に活用するとともに、I P B E Sにおける国際的な検討を踏まえて国内の検討を充実化させることを目的として以下の取組を行う。

- [1] 自然科学、社会科学の専門家から構成する検討委員会を設置し、各種の情報基盤(社会・経済的変動予測、温暖化の評価・予測等)を活用して、国内における生物多様性・生態系サービスの評価・予測を行う。
- [2] 既存の観測データ、調査結果を収集・統合し、生物多様性・生態系サービスの評価・予測に資するための情報基盤を整備する。
- [3] 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(I P B E S)、地球規模生物多様性情報機構(G B I F)の会議へ専門家を派遣し、評価・予測の進捗や成果を含めた国内の知見・研究成果をインプットし、国際的な議論を主導する。

【生物多様性評価の地図化】（環境省）

国土の生物多様性の保全を効果的・効率的に進めていくためには、基礎的な情報に立脚し、生物多様性の保全上重要な地域や、生物多様性に関する地域ごとの課題を具体的に明らかにして、優先順位を考慮して対策を講じていくことが重要となる。本事業では、自然環境保全基礎調査で得られた情報など我が国の生物多様性に関する空間情報を収集・整理し、国土全体の生物多様性の状況を空間的に評価することにより、生物多様性評価の地図化を行うとともに、各主体が地域レベルでの生物多様性評価地図を作成する際の参考となるような技術的支援を行う。平成24年度までに国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行った。作成した地図は、多様な主体が利用できるよう、ウェブサイトで成果を公表するとともに、GISデータ等を提供している。また、平成25年度には多様な主体がそれぞれの地域で生物多様性評価の地図化を行う際の技術的な参考資料となるよう、基礎的な知識、手法、自治体等における既存の活用事例等を整理した。

今後は、地域ごとの生物多様性の状況の地図化を推進するとともに、生態系サービスの地図化についても検討を行う。

【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

都市の生物多様性の確保に向けた地方公共団体の取組の支援として、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるよう、平成25年度に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定した。本指標は都市における生物多様性の状況やその確保の取組を分かりやすく表現し、都市における生物多様性に係る行政計画の目標設定や施策の進捗管理ツールとして活用が可能なものである。今後は、地方公共団体における試行を経て、その内容の検証及び改善点の検討を行い、本指標の一層の充実を図るとともに、本指標の普及を通じて、各都市における生物多様性の確保に向けた取組を推進する。

【都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策】（国土交通省）

我が国の地球温暖化対策を促進するため、都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行うもの。

都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定手法の整備により、CO₂吸収量として108万トンを計上した（平成24年度実績）。

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】（国土交通省）

省エネ、低炭素化、生物多様性保全等の環境対応がなされた不動産が市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されることを目的とし、平成25年度から環境不動産普及促進検討委員会を立ち上げ、課題に対する取組状況等について共有している。また、別途ワーキンググループを開催し、課題となる項目について検討しており、その内容について環境ポータルサイトを通じて一般公開している。

今後は、不動産の環境性能向上に資するため、オーナー・テナント間の協力的な取組内容やその効果検証、環境情報の収集・管理の手法等について検討するとともに、検討内容を環境不動産ポータルサイトを通じて一般公開する。

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

我が国の農林水産分野における生物多様性保全の取組は端緒についたところであり、生物多様性の保全に対する意義や経済的価値の可視化を通じ、企業、NPO、地域住民等多様な関係者の協力・支援を得ることで、農山漁村における生物多様性の保全に資する取組の拡大に繋げていくことが課題である。

これまでに、農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支

援活動の拡大推進のため、農林水産業が育んでいる生物多様性について経済的評価をCVMにより算出した。さらに、評価結果を活用して生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、その仕組みを構築するための手法について、多様な主体との連携構築までの過程において重要と思われるポイントについて活動段階ごとに整理した手引きとして取りまとめた。

今後は、良好な環境を維持・増進しつつ持続可能な地域を実現する方策のひとつとして、農業環境上優れた活動を行う地域活動に対する認証（地域認証）を視野に入れながら、地域・商品の付加価値化を進めるための仕組みを検討する。また、客観的基準（生態系、景観、生産方式等）に基づくことで、民・民（企業、消費者からの農業農村への直接支援、商品購買、ファンド等）の関係強化を図るとともに、農林水産業の生物多様性保全機能に対する企業、消費者等の意識を高める取組を推進する。

図表4．平成25年度生物多様性保全推進調査事業における評価結果

| 評価対象 | 1人当たり年間支払意思額（平均値） | 評価額（年間） |
|-----------------------------|-------------------|----------|
| ツシマヤマネコに配慮した農作物生産（長崎県対馬市） | 2,423円 | 約1,259億円 |
| 野草堆肥を利用した野菜生産（熊本県阿蘇市） | 1,974円 | 約1,026億円 |
| 生態系サービスに配慮した林業経営（長野県根羽村） | 2,436円 | 約1,266億円 |
| 生物多様性に配慮した林業経営（大分県日田市） | 2,239円 | 約1,163億円 |
| 里海づくり：Ez'ク養殖とカゴ'礁再生（沖縄県恩納村） | 2,370円 | 約1,231億円 |
| 生物多様性に配慮した米生産（広島県世羅町） | 2,384円 | 約1,238億円 |
| 野生動物保護のための緑の回廊設置（北海道浜中町） | 2,200円 | 約1,143億円 |

出典）農林水産省「平成25年度生物多様性保全推進調査事業」（2013）

b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組

現状

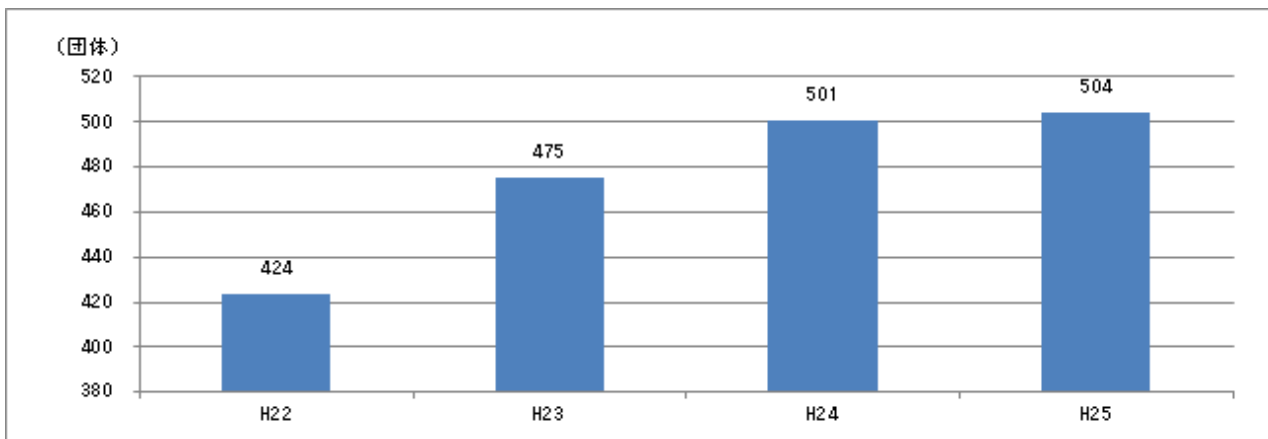
事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えている。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っている。経済社会の主たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要である。

我が国では、国や地方公共団体が定める戦略・計画やガイドライン等において、事業者等の役割、取組の在り方などを示すとともに、事業者における先進的な取組事例や国際的動向、自然環境の状況についての基礎調査の結果等を公表することにより、

事業者の自主的な取組の促進を図っている。

経済界においても自発的なプログラムとして平成22年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、情報共有や事業者会員の取組状況等の把握が行われており、参加団体数は平成22年度（発足時）の424企業・団体から平成25年度には504企業・団体になり、着実に増加している。これらの結果、事業者会員のうち経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成22年の50%から平成25年には92%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されている。

図表5．生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数



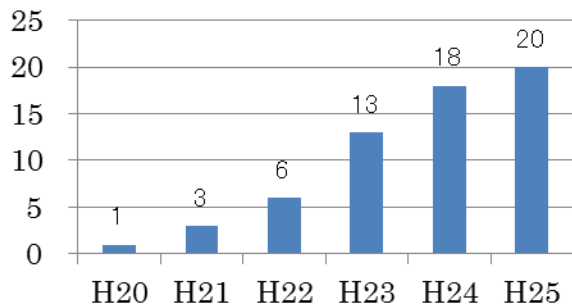
出典) 経団連自然保護協議会「生物多様性民間参画パートナーシップ事務局資料」

また、国際的には自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本」という考え方が注目されている。平成24年（2012年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な会議（リオ+20）」では、世界銀行が、自然資本の価値を国や企業の会計制度に入れることを目標とした「50：50キャンペーン」をリオ+20の場で発表し、多くの国や企業からの支持を得た。また、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）は、金融機関が自然資本の考え方を金融商品やサービスの中に取り入れていくという約束を示した「自然資本宣言」を提唱し、多くの金融機関が署名した。我が国の金融機関でも自然資本を含む環境に対する企業の取組を評価プロセスに組み込んだ融資が行われ始めている。

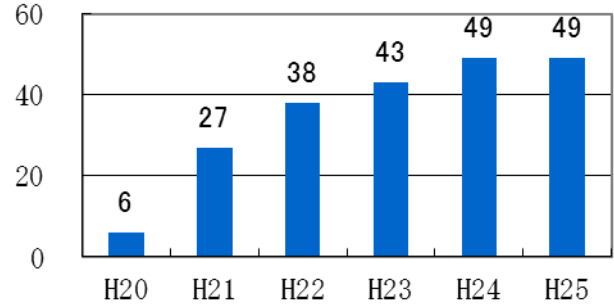
事業者の取組を促進するためには、消費者が生物多様性に配慮した商品等を選択するよう促すことも重要である。環境ラベル等を活用し、生物多様性に配慮した商品であることを示すことで消費者にとっての付加価値が生まれ、生物多様性の保全と経済の好循環が生まれる。消費者へのアプローチとしては、生きものマークや水産エコラベルなどにより材料調達や製造過程等において環境配慮がなされた商品や合法な商品を明確に示すことのできる仕組みを推進し、これらの環境ラベルについて消費者である国民に対し普及啓発を行っている。この結果、これらのラベルの認証取得数等は着実に増加しているが、総数はまだ少ないのが現状である。

図表6 . M E L ジャパン認証取得数

< 生産段階 >



< 流通加工段階 >



出典) マリン・エコラベル・ジャパン運営団体資料

生物多様性の保全を図るためには、開発事業の実施に当たって、あらかじめ環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適切に配慮することが重要であることを踏まえ、生物多様性基本法第25条では、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業において適正な配慮がなされるよう国が必要な措置を講ずるべきことを定めている。環境影響評価法が平成11年に施行されて以来、同法に定める手続きを通じて大規模な開発事業の実施に際して生物多様性への配慮が行われてきたが、生物多様性基本法の成立などを踏まえ、平成25年4月からは、環境影響評価法が改正され、従来よりも事業計画の早期の段階である事業の位置・規模等の検討段階において、環境配慮を検討する配慮書手続きが導入された。

このほか、持続的利用を促進する取組として、生態系サービスの受益者となる事業者や消費者等がそのサービスを受ける対価として生態系保全の費用を負担する生態系サービスへの支払い制度（P E S : Payment for Ecosystem Services）がある。類似の仕組みである森林環境税等を導入している都道府県は7割（33/47）を超えている。

取組状況

< 取組の方向性・枠組みの提示 >

【生物多様性地域戦略の策定推進】（環境省）

生物多様性の保全と持続可能な利用の実現には、地域の理解と多様な主体の参画・連携により地域の特性に応じた取組が不可欠なことから、生物多様性基本法第13条に基づく地方自治体における生物多様性地域戦略の策定を、手引きの作成・配布等による技術的支援や、地域生物多様性保全活動支援事業による支援を実施している。（地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成26年度で終了）

平成26年3月時点で生物多様性地域戦略を策定している地方自治体は、31都道府県（全47都道府県の66%）、13政令指定都市（全20市の65%）、31市区町村（全1,722市区町村の1.8%）となっており、都道府県、政令指定都市では策定済みの自治体が半数を超え、全般に年々着実な増加がみられる（対前年度伸び率：都道府県35%、市区町村52%）。

生物多様性国家戦略 2012-2020 で目標としている平成 32 年までの全都道府県における地域戦略策定に向け、更なる働きかけや支援が必要である。また、市区町村における策定割合がまだ低いこと、生物多様性の保全は行政区域で区切らず流域全体での保全を検討するなど広域での取組が有効であると考えられることから、複数の地方公共団体が共同で地域戦略を策定する仕組みの活用を図るなど、更なる取組促進につなげていく必要がある。

【「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）

生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、同戦略に基づき総合的に施策を展開している。

平成 24 年には C O P 10 の成果等を踏まえ同戦略の改正を行った。見直しのポイントは以下のとおりであり、今後も引き続き、同戦略に基づき関連施策の推進を図っていく。

生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化のさらなる推進

「戦略計画 2011-2020・愛知目標」や「農業の生物多様性」等、C O P 10 の決議を踏まえた施策を推進

生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

【名古屋議定書第 19 条及び第 20 条の実施に関する非公式会合】（外務省）

名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としている。同議定書第 19 条及び第 20 条は、締約国に対し、遺伝資源の取引における契約のひな型、遺伝資源の取得の機会の提供や利益配分に関する行動規範等を作成し、その利用を自国民に奨励することを求めている。各国、関係業界等によるこれまでの取組を概観した上で、締約国による取組を支援するための方策を議論し、国内外においてこれらに係る理解を深めるため、平成 24 年度に非公式会合を開催し、諸外国の専門家を招聘した。本会合の成果については、平成 26 年 2 月に韓国で開催された第 3 回名古屋議定書政府間委員会（I C N P 3）において報告された。本会合により、遺伝資源の取引における契約のひな型などの作成等について、関係者が理解を深めるという成果を得ており、今後とも、関係省庁等と連携して、我が国の知見が国内外に発信できるよう努める。

< 取組事例の紹介 >

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、国内外の先進的な取組事例の収集、情報発信や普及啓発を行うとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討している。平成 24 年度は、事業者による取組の実態調査、取組事例の収集、生物多様性とビジネスに関連する国際的な動向の把握、生物多様性と経済活動に関連するウェブサイトの作成・公表を実施した。平成 25 年度は、事業者による取組の評価手法及び促進策の検討、地方公共団体による事業者との連携状況に関する情報収集、意見交換会の開催、国際的な動向の把握及び事業者向け普及啓発資料の作成等を実施した。

引き続き、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。

< 基礎情報の提供 >

【自然環境調査・整備】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、自然環境保全基礎調査を始め、全国レベルにおいて様々な基礎的な調査を実施し、そこから得られた情報をデータベース化することで蓄積・管理している。

自然環境保全基礎調査

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を把握し、自然環境保全法の施策を推進するための基礎資料とすることをねらいとして昭和 48 年度より実施している。近年は、植生調査・沿岸域変化状況等の調査に注力している。

< 植生調査 >

平成 11 年度より、従来の 5 万分の 1 植生図からより精度を上げた 2 万 5 千分の 1 植生図への全面改訂に着手している。平成 24 年度は国土の約 4 % 分、平成 25 年度は国土の約 3 % 分の整備を完了した。平成 26 年度は、国土の約 3 % 分を整備し、これによって全国の 71 % の地域の整備が完了する予定である。調査期間が限定される地域や急峻な山岳地帯の多い地域等では整備が遅れていることから、今後はこれらの地域を重点的に整備することとしている。

< 沿岸域変化状況等調査 >

平成 22 年度から泥浜・砂浜の変化状況等を把握することを目的として実施している。平成 24 年度は約 270 km、平成 25 年度は約 350 km の海岸域を調査した。平成 26 年度は、約 803 km の太平洋・東シナ海の南西諸島の島嶼郡海岸域を調査し、これにより全国の約 81 % の海岸を把握する予定である。今後は調査未実施地域における泥浜・砂浜の変化状況等を把握する。

いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。平成 25 年 10 月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約 430 万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、市民参加型調査を実施する機能を備えており、現在は東日本大震災の被災地等における生物分布調査などを市民の参加により実施している。今後は、地方公共団体が管理するより多くの生物多様性情報を収集するとともに、一般参加者の増加を図る。

重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）

全国の多様な生態系において、生態系の指標となる動植物や基礎的な環境の情報を 100 年以上の長期にわたって蓄積することにより、生態系の劣化を早期に捉え、適切な自然環境保全施策に資することを目的とした調査である。平成 15 年度から 10 の生態系タイプの約 1,000 か所の調査サイトで調査を実施している。現在、行政施策への活用促進などを目的として生態系毎に 5 年に 1 度のとりまとめを行っており、平成 26 年の夏頃までにとりまとめ報告書を公表する予定である。

今後は、行政施策等に活用しやすいようなとりまとめの実施や、市民調査員の高齢化を受けた新規調査員の獲得などの調査体制の維持を図る必要がある。

鳥類標識調査

鳥類の渡りの実態や寿命等の生態を解明することを目的として、鳥類を足環等によって標識し、それを再捕獲し記録している。我が国では 1924 年に開始され 90 年にわたって実施することによって、長期間のデータの蓄積が進んでおり、1961 年以降に標識放鳥された鳥の数は 2011 年に 500 万羽を超えた。平成 24 年は 16 万羽程度を放鳥した。蓄積されたデータは渡りの実態や生態の解析などに用いられ、平成 25 年度は外来鳥類の分布状況の解析等にも用いた。

今後も調査を継続することにより、渡り等の実態や生態、種の分布情報等に資するデータを蓄積し、各種解析に活用していく。

【生物多様性情報の提供】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、生物多様性センターにおいて収集され蓄積・管理されている情報をデータベース化し、広く提供している。

生物多様性情報システム（J - I B I S）

J - I B I S は、我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムであり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 の成果、また調査成果等の G I S データを提供しており、生物多様性や自然環境に関する総合データベースとして活用されている。平成 24 年度は、各種成果の電子化を進め、提供を行った。平成 25 年度は、G I S データの充実を図るとともに、G I S データを閲覧できるソフトウェアを作成し提供を行っ

た。今後は、GISデータの提供をより一層進める。また、システムの機能強化を図るとともに、他のシステムと統合した次世代システムの設計を行う。

いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。平成 25 年 10 月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約 430 万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、市民参加型調査を実施する機能を備えており、現在は東日本大震災の被災地等における生物分布調査などを市民の参加により実施している。今後は、地方公共団体が管理するより多くの生物多様性情報を収集するとともに、一般参加者の増加を図る。

インターネット自然研究所

全国各地の様々な自然情報を幅広く提供し、生物多様性保全活動に対する理解を増進させ、関心を喚起させることを目的として公開しているシステムである。自然環境学習の教材としても利用できる。平成 24 年度は、人気コンテンツである国立公園・野生生物ライブ映像において、ライブカメラを 4 台増設した。平成 25 年度は、ユーザにとってより安全に使いやすいウェブサイトとするために、ウェブサイトの改修及びセキュリティ強化を行った。今後も引き続きコンテンツの充実及びユーザビリティの向上を進める。

<消費者としての国民の消費行動の転換>

【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）

生物多様性に対する国民理解の増進のため、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の活用などを通じて国民の理解を促進するとともに、我が国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信している。平成 24、25 年度は、「生きものマーク」の活用事例や活用時の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。

今後も引き続き「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。その際、特に消費者など、農林漁業者以外の様々な者を対象に理解の増進を図ることが求められる。

【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進を行った。今後も引き続き普及啓発を行う。

< 生物多様性及び生態系サービスの価値を踏まえた取組の推進 >

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（ P 6 の再掲のため、内容は省略 ）

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】（国土交通省）

（ P 6 の再掲のため、内容は省略 ）

【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

（ P 6 の再掲のため、内容は省略 ）

c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

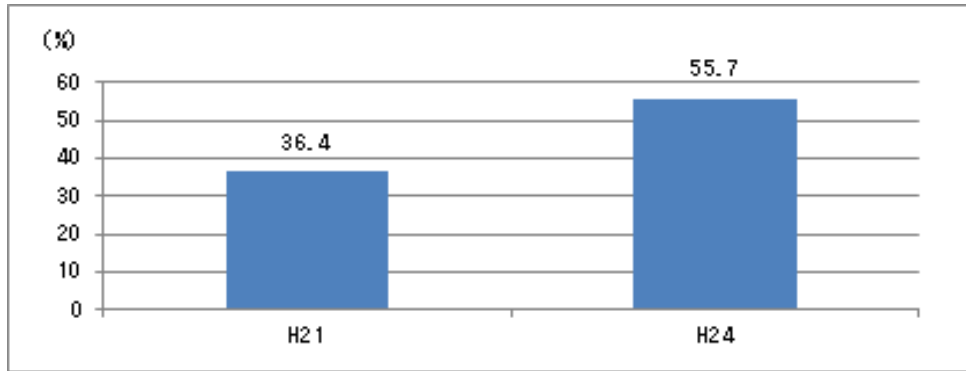
現状

私たちの日常の暮らしは生物多様性が生み出す生態系サービスに支えられており、私たちの行動と選択が、生物多様性の保全にも、損失にもつながる。このため、生物多様性の主流化には私たちが日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したり、行動へと移していくことが重要である。

このため、「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）を通じて各主体間の連携した取組を推進するとともに、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るための5つの行動を呼びかけるなど、広報・普及啓発のための取組を推進している。また、学校教育や公民館等の社会教育施設、河川、都市公園等における教育・学習・ふれあい体験等を推進している。加えて、「いきものログ」で行っているような市民参加型の調査も普及啓発に資する取組である。これらの取組を通じて、国民のライフスタイルの転換の提案等を行い、生物多様性の社会全体への主流化を図っている。

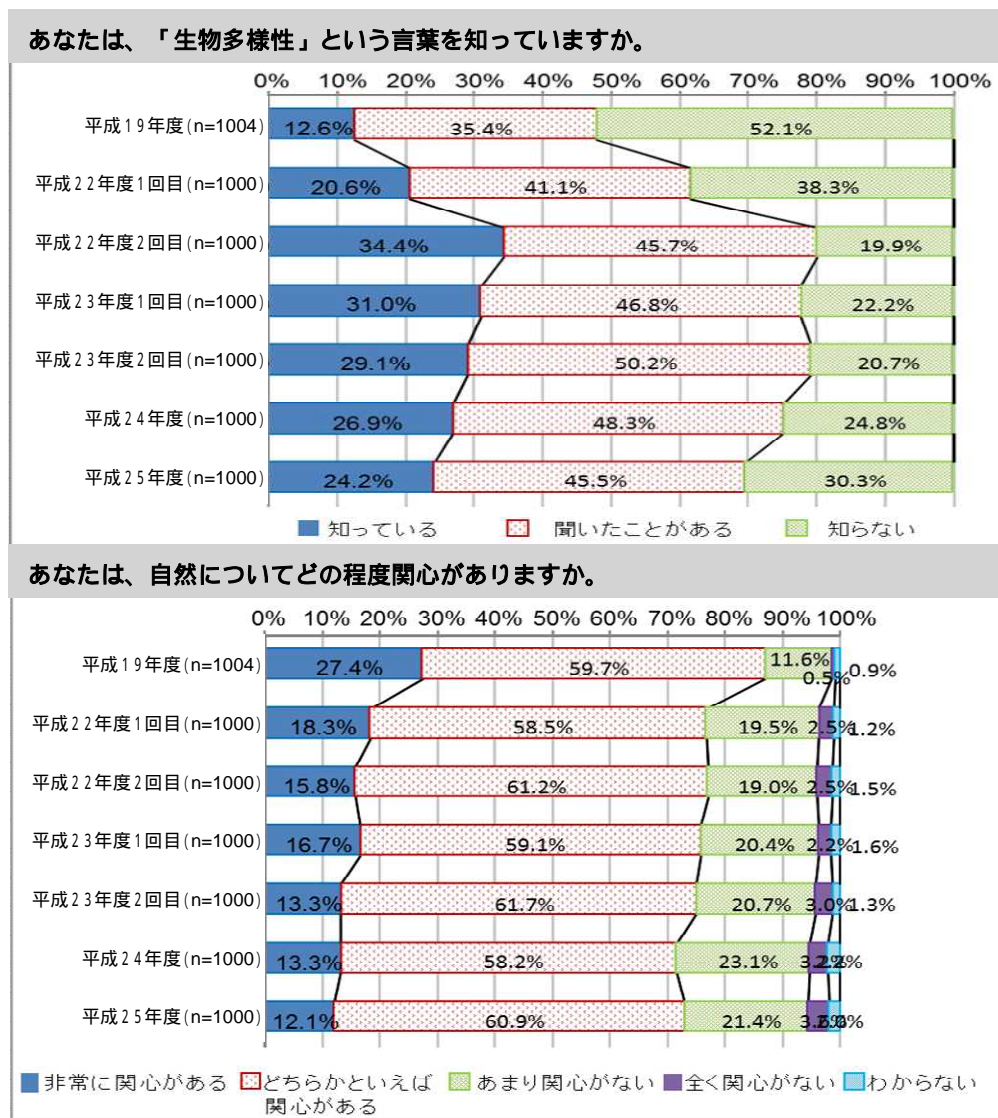
平成24年6月に実施された内閣府世論調査では、「生物多様性」の言葉の認知度は55.7%で、前回調査時の平成21年度の36.4%より認知度が上がっている。また、平成24年度に実施した同調査では「自然に関心がある」と回答した人は90%以上となった。また、環境省が実施したウェブ調査（平成19～24年度）の経年変化を見ると、「生物多様性」の認知度は、平成22年10月に名古屋市で開催されたCOP10を境にして、平成22年8月実施の回から平成22年11月実施の回にかけての3か月間で約20%増加しており、COP10の開催が我が国における生物多様性の認知度の拡大普及に大きく貢献したと考えられる。その後「生物多様性」の認知度と自然に関心がある人の割合は概ね減少傾向にあるものの、平成25年度の「生物多様性」の認知度と自然に関心がある人の割合はいずれも約7割となっている。

図表7. 「生物多様性」の言葉の認知度（内閣府世論調査）



出典) 内閣府「世論調査報告書平成24年6月調査『環境問題に関する世論調査』」

図表8. 生物多様性認知度等調査経年比較結果（環境省ウェブ調査）



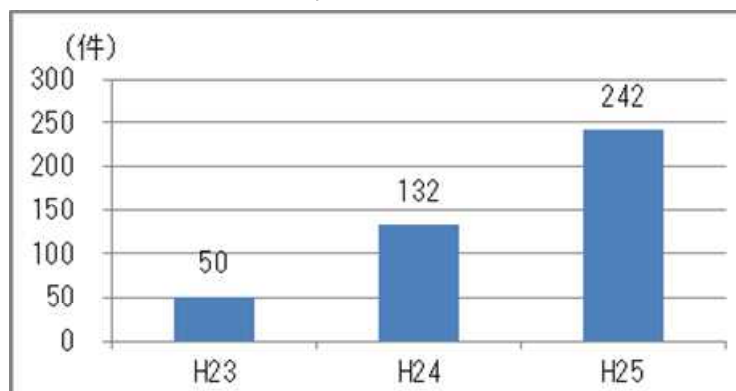
出典) 環境省「平成25年度生物多様性認知度等調査業務報告書」

平成24年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約47%の人が「環境に配慮した商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有する消費者は一定程度存在していると言える。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要である。

消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組みとして、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度がある。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることのできる仕組みを拡大していくことが必要である。このため、環境認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者等の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどをウェブサイトで積極的に情報提供している。

また、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）は「愛知目標」の実現に向け、国民や民間団体が自分達でできるプロジェクトを宣言して参加する「にじゅうまるプロジェクト」を実施している。同プロジェクトの参加件数は、プロジェクトを開始した平成23年度の50件から平成25年度には242件に大幅に増加しており、国民や民間団体における生物多様性保全に向けた主体的な取組が推進されているといえる。

図表9 . にじゅうまるプロジェクトへの登録数



出典) 国際自然保護連合日本委員会「にじゅうまるプロジェクト事務局資料」

取組状況

< 広報・普及啓発 >

【「国連生物多様性の10年」推進事業】（環境省）

国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011年から2020年までの10年を「国連生物多様性の10年」と定めている。これを受け、我が国では平成23年9月から、愛知目標の実現に向け国内のあらゆるセクターや地域の参画・連携を推進することを目的として、国内の主要なセクターの参画を得たUNDB-Jを設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、

各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進しているほか、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信している。平成 24 年度は、C O P 11 において国連生物多様性の 10 年や生物多様性に関する我が国の取組を発信した。平成 25 年度は、兵庫県豊岡市で全国ミーティングを開催した他、全国 3 か所において地域セミナーを開催した。このほか、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るための 5 つの行動の呼びかけ (M Y 行動宣言) や、国連生物多様性の 10 年や生物多様性に関するわが国の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等の制作を行っている。

現在、普及啓発に資する推薦図書を選定、事業の認定、イベント等への出展等、活動が拡大の傾向にあり、一定の成果を得ている。一方で、各セクターの取組・成果が整理されておらず、各セクターの目指す姿、ビジョンが明確にされていない、目玉事業が不足している等の課題があり、平成 26 年度は、平成 27 年度の中間評価に向けてこれまでの事業評価、今後の事業見直しなどを行うこととしている。

図表10 . M Y 行動宣言



出典) UNDB - J

< 教育・学習・ふれあい体験の推進 >

【自然とのふれあいの推進】(環境省)

自然保護の大切さや自然環境への関心と理解を深めるために、国立公園等において以下の施策を行った。

自然とのふれあい関連行事の開催

4 月 29 日に新宿御苑において「2013 新宿御苑みどりフェスタ」を開催し、都

市部の住民たちに自然環境保全と自然と親しむ機会を提供しており、平成 25 年度には約 18,000 人の来場があった。また、「みどりの月間」を初めとする重点期間中に、全国の自治体、教育機関、NPO 等と協力し、1,630 件の自然観察会等の自然とのふれあい関連行事を行った。

ボランティアによる自然体験活動の推進

国立公園及び国定公園の自然環境の保護及び適正な利用を図るために、平成 25 年度は 2,789 名の自然公園指導員及び 1,625 名のパークボランティアが自然体験活動の推進を行った。

ウェブサイトにおける自然とのふれあい関連行事の掲載

日本の自然環境のすばらしさを国内外に PR するとともに、より多くの国民に、自然環境への理解を深め、自然とふれあう機会を提供できるよう、自然体験イベント等に関する情報収集を行い、ウェブサイトでの情報発信を行っている。平成 25 年度は、3,820 件の情報を提供した。

子どもパークレンジャーの実施

子どもが自然とふれあうことを通じ、自然環境の保護と生きものに対する思いやりの心を育むことを目的として、地域の NPO や教育機関と連携し自然観察等を行った。平成 25 年度は、全国 20 か所で実施し 560 名の参加があった。

今後も引き続き、自然とのふれあい関連行事の全国的な実施や各種情報の提供、自然公園指導員及びパークボランティアによる自然体験活動の推進、子どもが自然とふれあう機会の提供を行う。

【都市公園等における環境教育・環境学習の推進】（国土交通省）

生物多様性の保全の重要性に係わる認識を高めるため、その普及啓発活動等の場となる都市公園の整備を図っている。具体的には、利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進しており、今後も引き続き、現行の取組を推進する。

【海辺の自然学校】（国土交通省）

港湾の良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象に自然体験プログラム（「海辺の自然学校」）を、地域の自治体、教育機関、NPO 等と連携して開催し、環境教育を進めている。また、自然体験プログラムの開催ノウハウを、地域の自治体、教育機関、NPO 等が蓄積することで、自ら実施できる体制を整備している。平成 25 年度は全国 12 か所で 13 件の「海辺の自然学校」を開催した。

今後も引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO 等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を進める。それにより、地域の自治体、教育機関、NPO 等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進】（国土交通省、文部科学省、環境省）

子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行うことにより、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進している。平成 25 年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所は 298 か所となっている。

また、文部科学省のメールマガジンによる情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っている。

今後も引き続き、関係機関と連携し、河川における環境教育を推進する。

【環境教育の実践普及（環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業／環境教育に関する実践発表会／環境教育リーダー研修基礎講座）】（文部科学省、環境省）

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図ることを目的として、以下の施策を行っている。

環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業

米国の提唱する GLOBE への参加。平成 25 年度は 16 校を GLOBE 協力校に指定した。

環境教育リーダー研修基礎講座

環境教育に携わる指導者の養成のため、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催している。本講座の受講を通じて、環境教育を担う教職員や環境保全活動を担う者が、効果的かつ実践的に導く力を養うとともに、ESDの要素を含めた内容とすることで、持続可能な社会の担い手となる人材を育成している。

環境教育に関する実践発表会

全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行っている。

今後も引き続き、環境教育に関する実践発表会や環境教育リーダー研修基礎講座について、環境省と連携・協力しながら事業を推進する。

【公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム】（文部科学省）

地域における様々な現代的課題の解決を図るために、地域の社会的資源であり、教育や福祉の増進、地域産業振興など「人づくり」に大きな役割を果たしてきた公民館等の社会教育施設の活性化を通して、地域の人的資源や物的資源の発掘による地域力再生のための実証を伴う先進的支援プログラムの開発を委託実施する。事業は平成 25 年度から開始し、5つのテーマについて合計 126 の団体と委託契約を締結し、事業を実施した。

その中でも、地域資源を活用した地域課題解決の取組の一例として愛知県においてはESDの考え方を基底にした環境教育に取り組んでおり、農作物の栽培が

ら加工までを通して自然とのかかわりや生き物同士のつながりを考える取組や、家庭用の食用油の再利用や資源の節約にスポットを当てた啓発活動など、身近な環境問題を理解する活動の普及啓発、環境・資源・エネルギーの側面からの環境教育などを展開している。

引き続き本事業を実施していくに当たり、その成果をいかに全国へと周知・波及していくかが課題である。

【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業】（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、文部科学省が農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施している。具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電及び熱利用設備等については経済産業省と、建築物の省CO₂化については国土交通省とそれぞれ協力しつつ、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行っている。

本事業は平成9年に開始し、平成24年度までに全国で1,372校を認定した。平成25年度は、112校をモデル校として認定した。平成26年度は、現在のところ全国で63校を認定している。

本施策の実施により、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材等の活用等を支援し、整備された学校施設を環境教育の教材として活用することで、ESDの普及と活性化を促進している。

今後も引き続き、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備推進に取り組む。

< 市民参加型調査の実施 >

【生物多様性情報の提供】（環境省）

いきものログ

（P13の再掲のため、内容は省略）

< 消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組み >

【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）

（P13の再掲のため、内容は省略）

【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）

（P13の再掲のため、内容は省略）

重点検討項目：生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の 保全管理と生態系サービスの利用

生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から国土の保全管理を進めるためには、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けて、国土全体にわたって生物多様性の保全上重要な地域や脆弱な自然環境の保全、都市の緑地の保全を図るとともに、過去に損なわれた生態系等の自然環境の再生を推進する必要がある。平成 20 年度に策定された国土形成計画においても、生態系ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生を図ることが盛り込まれている。

また、将来にわたって自然からの恵み（＝生態系サービス）を享受することができるよう、生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等を促進する必要がある。

このような観点から、以下の a)、b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組
- b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、国土から生み出される生態系サービスを持続可能なかたちで利用していくことが必要である。

東日本大震災の経験から、自然が恵みと脅威の二面性を有することを認識しながら、持続可能な農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持等を図るとともに、本来生態系が有するレジリエンスの強化を通じて国土全体にわたって自然の質を着実に向上させるなど、我が国の自然的社会的特性に応じた自然共生社会の実現を目指す。

同時に、循環型社会、低炭素社会の構築に向け、生物多様性、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、地球温暖化の問題の相互の関係をとらえ、奥山地域から都市地域に至るまで、統合的な取組を進める。

(2) 現状と取組状況

国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組として、生物多様性の保全上重要な地域の明確化、各

種保護区の指定など重要地域の保全に関する取組、自然再生や新たな緑地の創造に関する取組、良好な水環境を保全するための取組が行われているほか、生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組では、グリーンインフラや気候変動への適応などについて検討が始まったほか、生物多様性に配慮した農林水産業に関する各種取組がみられる。

a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組

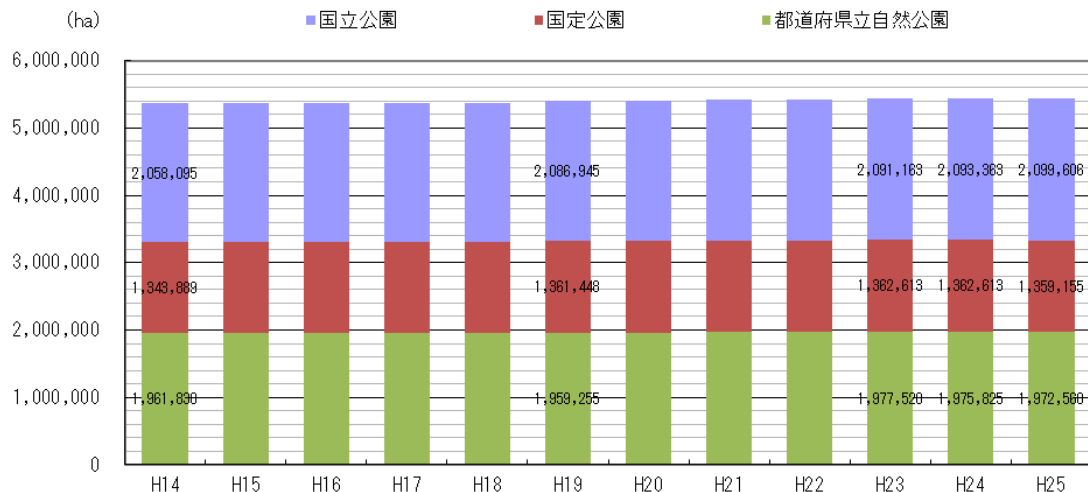
現状

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要である。また、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進めることとしている。

我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行っている。

脊梁山脈を中心に国土の14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要な役割を担っている。自然公園では、区域拡張を伴う三陸復興国立公園の指定や慶良間諸島国立公園の新規指定などにより、指定面積が増加している。国有林野において、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」が増加している。また、名勝・天然記念物・文化的景観や都市の緑地の保全面積も増加している。

図表11. 自然公園の面積（国立公園・国定公園・都道府県立）



出典) 環境省「自然公園面積総括表」

また、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化するため、生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地を選定する取組が進められている。

生態系ネットワークの形成に向けては、過去に損なわれた生態系などを取り戻す自然再生も重要な取組である。全国の国立公園・国定公園では、15 地区（うち環境省直轄は7地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。また、社会資本整備に伴う取組として、湿地の再生や干潟の再生といった取組も進められている。

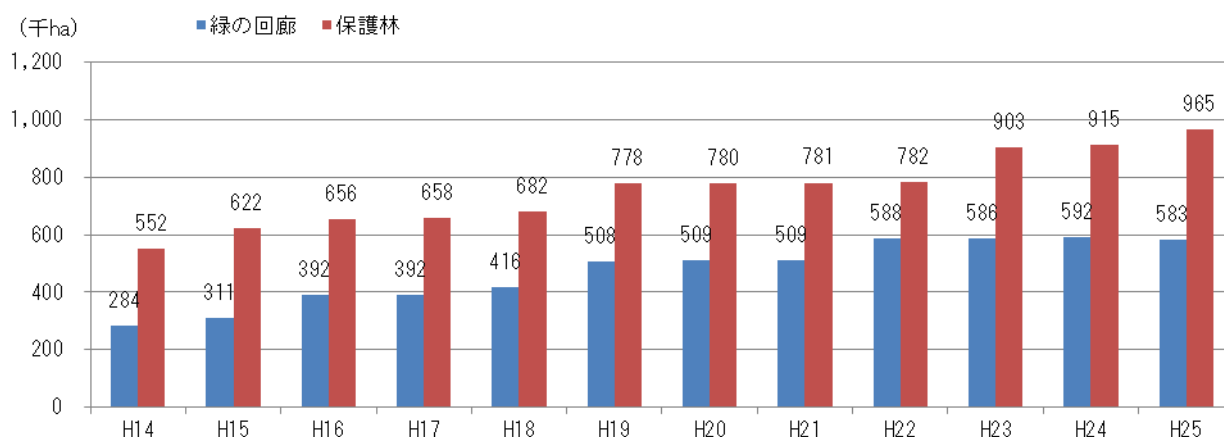
人の働きかけを通じて形成されてきた里地里山・田園地域も生物多様性保全上重要な地域である。また、農業生産基盤の整備において生態系ネットワークの保全に向けた整備箇所が着実に増加しており、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備が進んでいる。

都市地域においては、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定が進められている。河川においては、多自然川づくりを基本とし、自然な河岸・水際部の形成、水際部の植生回復等生物の生息・生育環境の保全・創出等を考慮した水辺の再生を実施するとともに、生態系ネットワークの形成を推進している。

生態系の健全なつながりを確保する上で、良好な水環境を保全することも重要であり、水質基準の検討、海域の物質循環健全化、下水道の整備などの取組が進められている。

以上のように、各方面で取組が進められており、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた基盤が形成されつつあるものと考えられる。

図表12．国有林野の保護林・緑の回廊面積



出典) 農林水産省資料

(参考) 取組推進に向けた指標など

| 指標など | H23 | H24 | H25 | 単位) 備考 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------------------------|
| 自然公園の面積 | 5,431,304 | 5,421,262 | 5,431,321 | ha) H24 25 伸び率 0.2% |
| 国有林野の保護林面積 | 903 | 915 | 965 | 千 ha) H24 25 伸び率 5.5% |
| 自然的名勝指定総数 | 154 | 157 | 159 | 件) H24 25 伸び率 1.3% |
| 天然記念物指定総数 | 994 | 1005 | 1011 | 件) H24 25 伸び率 0.6% |
| 重要文化的景観選定総数 | 30 | 35 | 43 | 件) H24 25 伸び率 22.9% |
| 都市域における水と緑の公的 空間確保量 | 12.7 | 12.8 | - | m ² /人) H23 24 伸び率 0.8% |
| 緑の基本計画策定済み市 町村数 | 650 | 665 | - | 件) H23 24 伸び率 2.3% |
| 生態系のネットワークの保全 に向けた整備箇所 | 1,595 | 1,694 | - | 箇所) H23 24 伸び率 6.2% |

取組状況

<生態系ネットワークの形成に向けた取組>

【国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化（生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地）】（環境省）

日本の豊かな生物多様性と生態系サービスの持続可能な利用の実現には、将来にわたって生物多様性が確保される国土を実現する必要があることから、生物多様性の保全上、重要な生息・生育地等をその価値とともに明らかにした上で、生物多様性の保全の核となる、これらの地域を有機的につなぐことにより、国土の生態系の骨格となる生態系ネットワークを構築し、これを維持するもの。

平成 25 年度までは、生物多様性保全上重要な里地里山の選定基準や指標を用いた評価方法についての検討や重要海域の抽出作業、平成 13 年度に実施した重要湿地の見直しのための情報収集等を行った。

<重要地域の保全に関する取組>

【国立・国定公園の保全及び活用の推進】（環境省）

自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化を踏まえ、平成 19～22 年にかけて、全国の自然の資質を再評価して、国立・国定公園の新規指定または大規模拡張の検討候補地を抽出する「国立・国定公園総点検事業」を実施。平成 22 年 10 月に 18 地域の候補地を公表し、その結果に基づき、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張を進めるもの。

平成 24 年度は、国立公園の拡張を検討する候補地である、陸中海岸国立公園の調査、調整を進め、平成 25 年 5 月に区域を拡張した上で三陸復興国立公園として指定した。平成 25 年度は、国立公園の新規指定を検討する候補地である、慶良間諸島の調査、調整を進め、平成 26 年 3 月に慶良間諸島国立公園を指定した。国立公園の新規指定（分離独立ではないもの）は昭和 62 年（1987 年）の釧路湿原国立公園以来 27 年ぶりであり、31 番目の国立公園となった。多くのマスメディアでも

報道され、国立公園の認知度の向上にも貢献した。

また、国立公園について、多様な主体の協働により、きめ細かな管理運営や質の高いサービスの提供を実現していくため、「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」によって、平成 26 年 3 月に取りまとめられた「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」を受け、環境省と地方公共団体をはじめとする地域の多様な関係者が国立公園のビジョンや管理運営方針等を共有し、役割分担をしながら国立公園の管理運営に取り組むことを目指して、各国立公園において、総合型の協議会の設置・運営を順次進めていく。

さらに、我が国の生物多様性の基盤となる優れた地形・地質の適切な保全及び活用を推進していくことを目的として、平成 25 年度に国立公園とジオパークの重複地域において、両者の連携を図るため、保全活用計画の策定に向けた取組の支援やシンポジウム等の開催を行った。

【名勝、天然記念物、重要文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような文化的価値の高い自然地域、動物、景観地等を天然記念物・名勝として指定し保存するほか、人々の生活等（またはその理解）に欠かせない、地域の風土により形成された文化的景観地で、適切な保護措置が講じられているものを重要文化的景観として選定するもの。

名勝、天然記念物に関しては、地方公共団体等に対して「史跡等保存管理計画等策定費国庫補助」「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助」「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」「天然記念物緊急調査費国庫補助」「天然記念物再生事業費国庫補助」「天然記念物食害対策費国庫補助」を実施している。

文化的景観に関しては、地方公共団体に対して「文化的景観保護推進事業国庫補助」を実施している。

これらにより、地域が主体となった適切な保存管理体制の支援を進めている。

図表13．名勝、天然記念物、重要文化的景観の指定・選定状況

| 区分 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 全国合計 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------------|
| 自然的名勝 | 3 件指定 (該当 2 県) | 2 件指定 (該当 11 県) | 159 件 (対 H23 年 3.2%増) |
| 天然記念物 | 11 件指定 (該当 5 県) | 6 件指定 (該当 6 県) | 1,011 件 (対 H23 年 1.7%増) |
| 重要文化的景観 | 5 件選定 | 8 件選定 | 43 件 (対 H23 年 43.3%増) |

【保護林等の整備・保全及び希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定するとともに、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するもの。また、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

国有林野において、平成 25 年 4 月現在、「保護林」は約 96 万 5 千 ha、「緑の回廊」は約 58 万 3 千 ha となっている。これら「保護林」等について、モニタリング調査を実施し、適切な保全・管理や区域の見直しを推進するとともに、その中で、溪流等と一体となった森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成を推進した。

【特別緑地保全地区等の指定による緑地の保全推進】（国土交通省）

都市における緑地についても、生物の生息・生育の場のより一層適切な保全・再生・創出・管理が求められることから、動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として、都市緑地法第 12 条に基づき特別緑地保全地区を指定するもの。

平成 24 年度には、新たに特別緑地保全地区が 21 地区、56ha が指定される等、生物多様性の確保に配慮したまちづくりを推進した。

【都市公園等、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進】（国土交通省）

都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を推進するとともに、多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進するもの。

平成 24 年度には、都市公園等整備面積が 1,204ha、市民緑地の指定面積 3 ha が増加し、都市における生態系ネットワークの形成を促進のため、拠点となる緑地の保全・創出・再生に取り組んだ。

< 国土の保全管理に関する取組 >

【多自然川づくりの推進】（国土交通省）

すべての川づくりのプロセスにおいて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進するとともに、流域における多様な主体と連携しながら、広域的に生態系ネットワークの形成を推進するもの。

河川事業の実施にあたっては、多自然川づくりを基本とし、自然な河岸・水際部の形成、水際部の植生回復等生物の生息・生育環境の保全・創出等を考慮した水辺の再生を実施するとともに、生態系ネットワークの形成を推進している。

【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】（農林水産省）

農業・農村によって保全される二次的自然環境、保健休養・やすらぎ、伝統文化等を次世代に継承し、このような多面的機能による便益を国民が広く享受できるよう、農業用排水施設等の整備に際して、住民が参画し地域の合意形成を得ながら、豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生や良好な景観の形成を推進するもの。

これまで、農業用排水路を生物の生息環境に配慮した構造とするなど、生態系に配慮した農業生産基盤の整備を実施し、生態系のネットワークの保全に資する整備箇所が、平成 24～25 年度に全国で約 200 か所増加した。

【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）

海洋保護区の検証、普及・対外発信及び希少海洋生物の実態調査を行うことにより、生物多様性に配慮した漁業を推進することを目的とするもの。

平成 25 年度は、国内 5 か所、外国 1 か所の海洋保護区の事例を調査し、科学的・経済的・社会的観点から総合的検証を行った。海洋保護区の管理・普及における課題を明らかにした。また、対外発信のため、アジア国立公園会議及び S E A F D E C（東南アジア漁業開発センター）において日本型海洋保護区に関するポスター発表や英語パンフレットの配布を行ったほか、国内の普及・啓発のため、海洋保護区の必要性及び総合的な効果や影響をわかりやすく整理したパンフレットを作成し、全国水産普及員研修や全国漁業士連絡会議などの場を通じて周知するとともに、都道府県の水産部署への配布を行った。

また、水産庁が資源評価を行っている種（W C P F C、N P F C、I W C 管理対象を除く）及び小型鯨類について、適切な希少性評価手法の検討を行った。

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

河川・湖沼においては、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、溪流魚の著しい減少による遺伝的多様性の低下、疾病の発生やカワウ・外来魚による被害の増加による淡水魚の漁獲の減少、ウナギの養殖用種苗となる天然ウナギの稚魚の減少といった問題に直面しており、これを解決するための技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復を図るもの。

平成 24 年度までは、水田や用水路を活用した効果的な増殖手法の開発や生息環境の改善手法について検討を行うとともに、溪流魚を守り増やすための生息・生育環境の改善手法について検討を行った。これらの事業で得られた成果については、パンフレットにとりまとめ、漁協等の関係機関に配布・普及を図った。

平成 25 年度には、新たに「鰻生息状況緊急調査事業」及び「内水面資源生息環境改善手法開発事業」に着手した。

【地域連携推進等対策】（農林水産省）

国有林野において、地域の自然環境保全や自然再生のため、地域住民や自然保

護団体などと協働して、森林の整備・保全を推進するもの。

これまで、多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理を行うため国有林野にモデルプロジェクトを設定したほか、世界自然遺産や日本百名山など来訪者が多く植生の荒廃等が懸念される国有林野において、森林保護員（グリーン・サポート・スタッフ）を配置し巡視やマナー啓発活動を行うことで、利用と保全の調整を図った。

【生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定等の推進】（国土交通省）

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、都市における生物多様性保全の取組の重要性等が決議されたことを受け、都市の生物多様性の確保のために必要な配慮を盛り込んだ緑の基本計画の策定を推進するもの。

平成 23 年 10 月に、都市緑地法運用指針を改正するとともに、緑の基本計画の策定等にあたっての参考資料として「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。さらに、平成 25 年 5 月には、地方公共団体における都市の生物多様性の確保に向けた取組を一層支援する観点から、生物多様性に係る行政計画の目標設定や施策の進捗管理ツールとして、「都市の生物多様性指標（素案）」を策定し、地方公共団体の取組を推進した。

<自然再生や新たな緑地の創造に関する取組>

【自然再生事業】（環境省）

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、その恵みを受受できる地域社会を創りあげていくことが必要との観点に立ち、自然公園法に基づき、国立公園、国定公園等において行う、失われた自然を積極的に再生する自然再生事業を行うもの。

全国 15 地区（うち環境省直轄は 7 地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を事業に反映させる順応的な方法により進めており、また自然環境学習の場としての活用も積極的に行っている。

高知県竜串湾では、イシサンゴ類等の生き物が健全に生き続けられる環境を取り戻すため、森林から海まで一体的な取組を進めているほか、福井県三方五湖では、湖と里をとりまく自然と人との再生を目指し、湖と田んぼのつながり再生や湖の魚介類の特産品復活、湖を巡る文化の伝承など総合的な取組を進めている。

【港湾緑地の整備・浚渫土砂を有効活用等した自然環境の回復】（国土交通省）

港湾環境分野での取組として、多様な生物が生息・生育し、住民が自然に親しめる良好な港湾空間を形成するため、緑地、広場、休憩所等の港湾環境施設の整備を行っている。また、広域的な浚渫土砂などの品質調整や需給調整手法の検討を行いながら、港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟等の再生、深堀跡の埋め戻し、覆砂により良好な環境の回復を図っている。さらには、生物共生型港湾構造物の整備促進のための取組を行っている。

堺泉北港等において港湾緑地の整備を実施している。また、浚渫土砂を有効活用した徳山下松港での干潟創造、東京湾、大阪湾においては、青潮の原因となる貧酸素水塊の発生源と考えられている深堀跡の埋戻しを実施した。生物共生型港湾構造物を整備するに当たってのガイドラインを公表予定としている。

<良好な水環境を保全するための取組>

【水質環境基準の検討】（環境省）

海域及び湖沼において、底層でも水生生物の生息域を確保する観点から、底層の溶存酸素量の環境基準の検討を行うとともに、水生植物の生育に必要な環境を確保する等の観点から、沿岸の透明度の環境基準の検討を行うもの。

平成 25 年度に中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会において、審議を開始しており、平成 26 年度も引き続き、検討調査を行う。

【水質総量削減状況等モニタリング・今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査】（環境省）

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する河川の流域について、発生負荷量及び海域への流入負荷量を統一的な手法で経年把握し、水質総量削減効果の評価と水質の予測を行ったうえで、次期制度のあり方検討に向けた調査を行うもの。

現在、東京湾等の指定水域に係る発生負荷量は的確に把握され、7 次にわたる総量削減の効果も把握されている。平成 25 年度には、水質汚濁メカニズムの解析により、水質及び底質の改善を妨げている要因の整理等を行うとともに、瀬戸内海における湾・灘ごとの地域環境特性の把握、きめ細かな水質管理に向けた手法の開発に関する調査・検討を行った。

【海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）の策定】（環境省）

閉鎖性海域における水質改善、干潟・海浜・藻場等の保全・再生、底質環境の改善に向けて、栄養塩類の円滑な循環を維持・達成するためのプランを策定し、これに基づきモデル地域で調査等を実施したのち、それを受け海域ごとに具体的な行動計画を盛り込んで「ヘルシープラン」として策定するもの。また、その策定に関するノウハウを掲載した「海域のヘルシープラン策定の手引き」も作成する。

平成 24 年度には、兵庫県播磨灘北東部および愛知県三河湾をモデル地域として、また、平成 25 年度は、広島県三津湾で海域のヘルシープランを策定するとともに、それぞれ「海域のヘルシープラン策定の手引き」を作成・改訂した。

【下水道整備の推進】（国土交通省）

下水の高度処理、合流式下水道の改善、普及促進等により水環境を改善するもの。

流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているほか、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。

b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

現状

私たちの暮らしを支える生物多様性がもたらす生態系サービスを将来にわたって持続的に享受するためには、多様な主体がそれぞれの立場で、その恩恵を自覚し、持続的利用に取り組むことが重要である。

全国の自治体において生物多様性地域戦略の策定が進んでおり、地方レベルにおいても生態系サービスの持続的利用を促進するための方針づくりが進んでいる。

東日本大震災の経験から、生態系サービスの一つとして生態系の有する防災・減災機能が着目されている。自然生態系は、松林等の海岸防災林が津波等の被害から沿岸地域を守る、森林が土砂崩れを防ぐなどにより防災・減災機能を有する。これをうまく活用することで、社会コストを抑えて効果的・効率的な防災・減災対策を検討できる可能性がある。また、従前から存在していた生態系を利用するため、地域の生物多様性へ及ぼす影響が少なく、平時にも生態系サービスを得ることが可能であるため地域の観光や農林水産業等の産業へ及ぼす影響も少ないと考えられている。国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画においても、「海岸林、湿地等の自然生態系が有する非常時（防災・減災）及び平常時の機能を評価・検証し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。」が盛り込まれた。防災・減災機能を含め、生態系サービスを持続的に享受するためには、土地利用、集落の在り方などを一体的に検討し、社会全体のレジリエンスを高めることが必要である。三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクトは「森・里・川・海のつながりを強める」を基本方針の一つに掲げており、そのモデル的な取組として位置づけられる。

平成 25 年 11 月に仙台市で開催された「第 1 回アジア国立公園会議」では、減災や復興に対する保護地域の役割等含めた幅広い議論が行われ、三陸復興国立公園をはじめとする日本の国立公園の取組を紹介することにより、日本の国立公園に関する国際的な関心を高めるとともに、災害からの復興に貢献する国立公園づくりなど、日本の知見や経験を世界と共有した。その内容は、平成 26 年にシドニーで開催される「第 6 回世界国立公園会議」で引き続き議論されることとなっている。

社会資本整備においては、これまでも、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用することにより、自然と調和しながら、生物多様性保全や持続可能な利用の観点からの国土保全に向け、取組を進めてきた。近年、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を十分に活用していくことにより自然環境・経済・社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めていこうとする「グリーンインフラ」の取り組みが欧米等で進められており、国内でもこうした概念を参考としながら、引き続き、関連した取組が推進されて

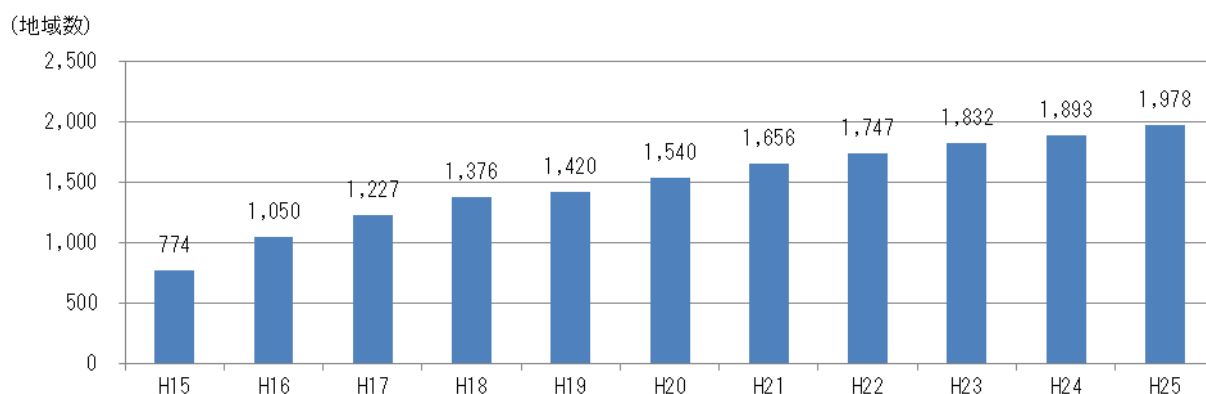
いる。

生態系から得られるバイオマスの持続的な利用は、気候変動の緩和に加え、人工林の間伐、里山林の管理、水辺における草刈り及び二次草原等における採草などによって生じるバイオマスを利用することで豊かな生物多様性の保全にも資するものである。バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の推進に関する計画を策定した市町村の数は、平成 23 年度の 7 件から平成 24 年度 18 件、平成 25 年度 24 件となっている。

農業では、農業生産基盤の整備において田園自然環境の創造に着手した地域数やエコファーマー累積新規認定件数が着実に増加している。漁業では、漁業者等による資源管理計画数が平成 23 年度から比べ大きく伸びている。また、生態系の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と流通を進める各種認証制度（SGEC、FSC、MSC、MEL）は拡大しており、生物多様性に配慮した農林水産業の取組が進んでいる状況が把握された。

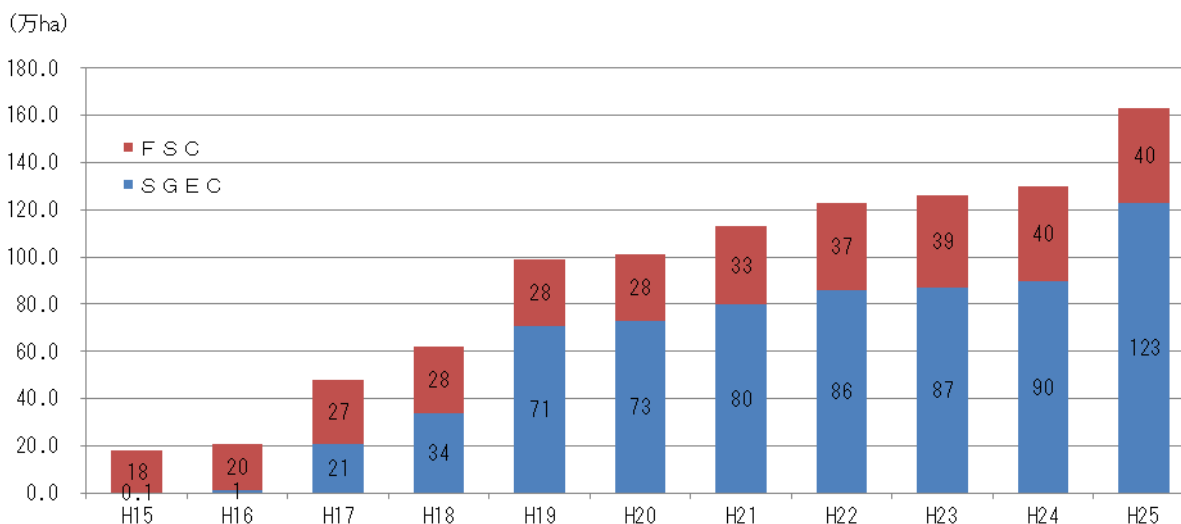
木材の需給量については、需要量に対する国産材供給量の割合が増加し、平成 24 年には 3 割近くに達している。

図表14．田園自然環境の創造に着手した地域数



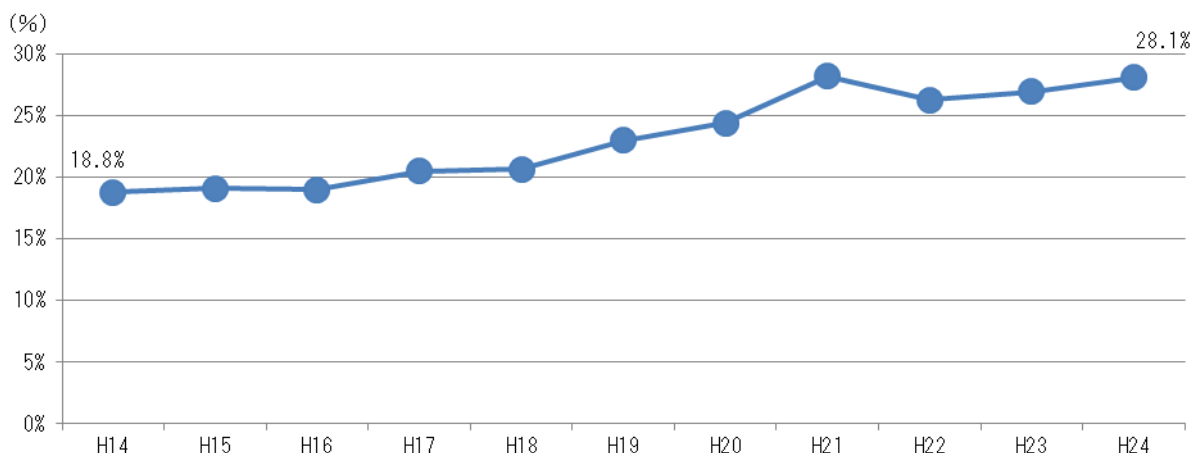
出典）農林水産省資料

図表15．国内の森林認証面積



出典）「緑の循環」認証会議（SGEC）資料、森林管理協議会（FSC）資料

図表16．木材受給割合（国産材供給量／需要量）



注 この木材需給割合には、しいたけ原木及び薪炭材を含む。

出典) 農林水産省「木材需給表」

(参考) 関連する指標の動向

| 指標など | H23 | H24 | H25 | 単位) 備考 |
|------------------------|---------|---------|---------|------------------------------------|
| 市町村バイオマス活用推進計画の策定数 | 7 | 18 | 24 | 市町村) H24 25 伸び率 33.3% |
| 田園自然環境の創造に着手した地域数 | 1,832 | 1,893 | 1,978 | 地域) H23 25 伸び率 8.0% |
| エコファーマー累積新規認定件数 | 247,049 | 266,355 | 278,540 | 件) H23 25 伸び率 12.7% |
| 漁業者による資源管理等計画数 | 1,461 | 1,705 | 1,694 | 件) H23 25 伸び率 15.9% |
| 国内森林認証面積 (SGEC) | 87 | 90 | 123 | 万 ha) H23 25 伸び率 41.4% |
| 国内森林認証面積 (FSC) | 39 | 40 | 40 | 万 ha) H23 25 伸び率 2.6% |
| MEL ジャパン認証取得数 (生産段階) | 13 | 18 | 20 | 件) H23 25 伸び率 53.8% |
| MEL ジャパン認証取得数 (流通加工段階) | 43 | 49 | 49 | 件) H23 25 伸び率 14.0% |
| 国内漁業認証取得数 (MSC) | 3 | 2 | 3 | 件) H23 25 伸び率 0.0% |
| 木材需給表 (国内生産供給量) | 20 | 20 | - | 百万m ³) H23 24 伸び率 1.1% |
| 木材需給表 (需要量) | 74 | 72 | - | 百万m ³) H23 24 伸び率 3.0% |

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、生態系サービスにも影響が生じることが懸念されており、その影響に対する適応への取組が求められている。

< 防災・減災に関する取組 >

【社会資本整備における「グリーンインフラ」の推進】(国土交通省)

インフラ整備にあたっては、これまでも、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用することにより、自然と調和しながら、生物多様性保全や持続可能な利用の観点からの国土保全に向け、取組

を進めてきた。

近年、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を十分に活用していくことにより、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めていこうとする「グリーンインフラ」の取組みが欧米等で進められており、国内のインフラ整備においてこうした概念を参考としながら、引き続き、関連した取組を推進するもの。

これまで、国土交通省におけるインフラ整備において、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用する取組を実施した。具体事例は下記のとおり。

全ての川づくりにおいて多自然川づくりを推進するとともに、海岸における防潮堤の整備に当たっては、コンクリートの堤防と一体的に盛土と樹林を設置することにより、津波が堤防を越えた場合に堤防が壊れるまでの時間を遅らせることで、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する「緑の防潮堤」の整備を推進。

都市の防災性向上を図るため、密集市街地等において延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等を実施。

建設事業に伴い発生するのり面について、風雨による侵食を防止するためのり面緑化を実施。

また、これらの取組に加えて、国内外におけるグリーンインフラに係る最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を行った。

【生態系の有する防災・減災機能の評価】（環境省）

国土強靱化基本法及び国土強靱化基本計画において、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進することが位置づけられたことを受け、生態系を活用した防災・減災を進めるために必要な、防災・減災を中心とした生態系サービスの定量的・経済的な評価を進めることにより、自然と共生した効果的・効率的で持続可能な防災・減災を推進することを目的とするもの。

平成 25 年度については、災害別・生態系別に国内外の評価事例の収集を行うとともに、その推進に向けたシンポジウムの開催等を行った。

【三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト】（環境省）

平成 24 年 5 月 7 日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、三陸復興国立公園の創設、長距離海岸トレイル（みちのく潮風トレイル）の設定、地震・津波による自然環境への影響の把握などのグリーン復興プロジェクトを実施することにより、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献するために必要な事業を実施するもの。

グリーン復興プロジェクトの一環として、地震・津波による自然環境への影響の把握のための自然環境モニタリングを継続しており、平成 25 年度はこれまでの調査結果を復興事業や各種保護施策で活用するため、津波浸水域における重要な

自然を表したマップ（「重要自然マップ」）を作成し、公表するとともに、情報発信のためのウェブサイトを更新した。

【アジア国立公園会議の開催等によるアジアの保護地域に係る取組の推進】（環境省）

アジア国立公園会議の開催やアジアにおける保護地域に係る協力体制の構築等を進めることにより、アジアの保護地域管理運営強化や生物多様性条約COP10で決定した愛知目標の達成を目指すもの。

各種準備会合の開催を経て、アジアの保護地域関係者が一堂に会する初めての機会である「第1回アジア国立公園会議」を環境省と国際自然保護連合（IUCN）の共催により平成25年11月に仙台で開催し、アジアを中心に世界40の国及び地域から約800名の参加を得た。会議では、減災や復興に対する保護地域の役割等を含めた幅広い議論が行われるとともに、自然保護と地域の発展の両立に向けたアジアからのメッセージともいえる「アジア保護地域憲章（仙台憲章）」等をまとめた。

【気候変動への適応計画の策定】（環境省、農林水産省、国土交通省）

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、自然生態系や災害、食料、健康などの様々な面で影響が生ずることが予想されていることから、その影響への対処（適応）の観点から政府全体の取組を「適応計画」として取りまとめるもの。

平成25年度は、政府全体の「適応計画」策定に向けて、7月に中央環境審議会地球環境部会の下に気候変動影響評価等小委員会を設置し、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議を行った。平成26年3月には、その中間的なとりまとめとして、「日本における気候変動による将来影響の報告と今後の課題について（中間報告）」を公表した。また、同3月には「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（S-8）」の中間成果報告が公表され、これらの中では、気候変動による自然生態系への影響について言及されている。

<再生エネルギーの利用に関する取組>

【里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり】（環境省）

第四次環境基本計画の目指す持続可能な社会＝「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会の実現を目的として、地域の再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組みについて、基礎情報の整備や関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化に当たっての設備導入に対する支援等を行い、地域資源を最大限活用した自立的・持続的な低炭素化地域の創出を図るもの。特に当該施策については、里地里山等の保全活動と低炭素化をセツ

トで行う。

平成 26 年度から新たに開始される事業で、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうち、グリーンパートナーシップ事業の中で行うもの。地域への再生可能エネルギーの導入と里地里山保全活動の実施、更にそれらの地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）や生物多様性地域戦略等への位置づけをセットで行うことで、生物多様性に配慮すべき地域における「低炭素化」・「生物多様性保全」の一体的な推進が期待される。

<生物多様性に配慮した農林水産業の振興に関する取組>

【環境保全型農業直接支援対策】（農林水産省）

農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を促進することを目的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進（エコファーマーの認定）や化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取組とセットで、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援（環境保全型農業直接支援対策）するもの。

農業環境規範の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等の要件化等について、規範を関連付けることを実施しており、平成 25 年度は 38 事業において実施されている。平成 24 年度末現在のエコファーマー累積新規認定件数は毎年着実に増加し、278,540 件の累積新規認定件数になった。

環境保全型農業直接支援対策は開始 3 年度目となり、取組面積は 55,656ha（平成 25 年度）で前年度に比べて 14,218ha と大幅な増加が見込まれている。（平成 26 年 1 月末時点）。

【農地・水保全管理支払交付金】（農林水産省）

農地・農業用水等の資源について、過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたことなどから、地域主体の保全管理の取組を強化し、農地・農業用水等の適切な保全等を図るもの。

具体的には、地域共同で行う農地、水路等の日常管理、水質保全、生態系保全などの農村環境保全のための活動を行う組織に対する支援を行っており、平成 24 年度は、全国 1,241 市町村において、18,662 の活動組織が約 146 万 ha の農地を対象に活動を実施し、約 29 万 km の水路、約 17 万 km の農道、約 3 万か所のため池について、施設の機能が維持された。

また、平成 25 年 3 月に実施した活動組織へのアンケート調査において、農地・水保全管理支払をきっかけとして「新たに始まった」、「前から取り組んでいて盛んとなった」ものとして、約 6 割が「地域の目指す方向についての話し合い」、約 5 割が「地域の行事やイベント」、約 4 割が「子どもが参加する地域活動」との回答があった。

平成 25 年度は、全国 1,198 市町村において、19,020 の活動組織が約 148 万 ha

(集計中で見込み数)の農地を対象に活動を実施した。

【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】(農林水産省)

(P27の再掲のため、内容は省略)

【多様で健全な森林の整備・保全を通じた森林の多面的機能の持続的発揮】(農林水産省)

森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、多様で健全な森林の整備及び保全を推進し、山地災害の防止や生物多様性の保全などの森林の多面的機能の持続的発揮を図るもの。森林・林業基本計画及び全国森林計画では、生物多様性の保全に資する森林施業の方針等について記述している。

具体的には、森林整備事業等により育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林づくりを推進するなど、森林・林業基本計画等に基づき適切な森林の整備及び保全を行うことで、山地災害の防止や生物多様性などの森林の有する多面的機能の発揮に貢献している。

【水産環境整備・水産多面的機能発揮対策事業】(農林水産省)

海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進するもの。具体的には、次の事業を実施。

水産環境整備事業：平成24年度は藻場・干潟の造成を738ha実施した。

水産多面的機能発揮対策事業：平成25年度において藻場・干潟の保全に取り組む全国469の活動組織に対して活動にかかる経費の支援を行った。

【里海の創生】(環境省)

人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指すもの。豊かな里海を創生するために、生物の生息の場であり、水質浄化機能も期待される、藻場・干潟等の拡大を目指すとともに、地域における里海づくり活動の支援を行う。

具体的な取組は、モデル地域を設定して行い、東日本大震災における巨大津波の影響により、生物の産卵・生息場が破壊され、水質等の海域環境の悪化が懸念される被災地の閉鎖性海域の中でも、生物生息環境等の再生の観点から優先度が高いと判断される地域を対象に、「アマモ場の再生」などの里海づくりの手法を用いた復興の取組みを検討・実施することとしている。

平成24年度には、岩手県宮古湾をモデル地域として現地調査や情報収集を行い、アマモ場の復興を核とした「宮古湾里海復興プラン」を策定。平成25年度に、前年度の検討結果や現地調査の結果を踏まえて「里海復興プラン策定の手引き」を策定した。

【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）

（ P 27 の再掲のため、内容は省略 ）

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

（ P 27 の再掲のため、内容は省略 ）

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（ P 6 の再掲のため、内容は省略 ）

【「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）

（ P 10 の再掲のため、内容は省略 ）

<その他生態系サービスの持続的利用を促進するための取組>

【海洋における炭素固定（ブルーカーボン）について調査・研究の推進】（国土交通省）

平成 21 年 10 月に国連環境計画（U N E P）の報告書『B L U E C A R B O N』で指摘されている、炭素固定における海洋吸収の重要性について、国土交通省においても、ブルーカーボンに関する調査研究・技術開発等の推進を目的として施策を実施するもの。

現在、独立行政法人港湾空港技術研究所において、海洋における炭素固定についての調査・研究を推進している。

【下水道整備の推進】（国土交通省）

（ P 29 の再掲のため、内容は省略 ）

【水質総量削減状況等モニタリング・今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査】（環境省）

（ P 29 の再掲のため、内容は省略 ）

【生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討】（文部科学省、農林水産省、環境省）

ユネスコの生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などについて検討するもので、具体的には次の活動を実施。

ユネスコエコパークについての啓発の促進

日本ユネスコ国内委員会 M A B 計画分科会が中心となって関係省庁等の関係者と連携を図りながら、新規指定候補地の登録や既存指定地域の取組を支援
他のユネスコ活動（特に E S D、ユネスコスクール等）との連携の促進

データの収集やホームページの整備を行い、優良事例に関する情報や知識の共有を図るとともに、ユネスコのネットワーク機能を活用した取組を支援
平成 26 年 6 月、日本ユネスコ国内委員会からユネスコに推薦していた「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の 2 件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野県）の拡張について、ユネスコエコパークに登録されることが決定した。

平成 24 年 7 月に宮崎県の「綾」が新規登録され、綾町においては町内の全小中学校がユネスコスクールに承認されており、今後エコパークを活用した E S D 実践のモデルケースとなることが期待される。

平成 25 年 10 月には、日本ユネスコエコパークネットワーク会議を開催し、生物圏保存地域についての理解促進、担当者間の知識・経験の共有等を図った。

また、ユネスコエコパークの広報パンフレットを作成し、理念や目的を分かりやすく写真とともに掲載し、関係省庁・自治体や新規申請を検討中の自治体等に配付した。

【名勝、天然記念物、重要文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

（ P 25 の再掲のため、内容は省略 ）

今後の課題

国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認知度はC O P 10開催前に比べ依然として高い状況であるが、現状では自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついていない。生物多様性の損失が安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であると感じてもらい、ひとりひとりの主体的な取組を促すため、日常の暮らしと生物多様性との関係性と生物多様性を守るための具体的な行動をわかりやすく伝えることが必要である。また、我々の暮らしを支える農林水産業が生物多様性の保全に貢献することについても広く国民理解の増進を図る必要がある。

このため、国やU N D B - J等による広報・普及啓発、自然とのふれあいの体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。

事業者の意識・取組の向上が確認されているが、さらにより多くの事業者に主体的に取り組んでもらうことが必要である。このために、事業活動が生態系サービスに支えられており、生物多様性の損失が企業の安定した経営を脅かす問題であると認識してもらうとともに、生物多様性保全が新たな価値として経済活動につながるよう、民間参画の促進に向けた取組をすすめ、各種のメディアとも連携・協力したより魅力的かつ効果的な方法での情報発信に努めていく必要がある。

また、自然資本会計に関する国内外の事例を踏まえ、我が国においても自然資本の価値を事業者の意思決定に反映させるための取組を進めていく必要がある。

従来適切に認識されてこなかった生物多様性及び生態系サービスの価値評価を、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むため、評価手法についてはより適切な評価結果となるよう技術的な向上を図るとともに、評価に用いるデータのさらなる整備を行うことなど、引き続き価値評価の取組を推進し国内での評価事例を蓄積する必要がある。経済的な価値評価を実施する際には、民間支援の促進や、税制、金融等の生物多様性を保全するための新たな社会経済的な仕組みづくりに反映するなど、政策への活用方策を想定した上で実施することが重要であることに留意しなければならない。また、その想定によって評価対象、評価手法が異なってくる。各政策目的に応じて実施されているこれらの経済価値評価等の取組について情報を共有し、可能な場合には横断的な取組を検討するとともに、その評価結果についてはさらに他の経済社会データと比較分析することなどにより、より充実した評価につなげていくことが必要である。

生物多様性の保全は日本だけではなく世界的な課題であり、広域的視点をもって国内外の取組を一体的に進めることが重要である。我が国で得られた知見を共有することで、国際的な生物多様性の保全に貢献することができる。このため、資料の英訳や

英文ホームページへの掲載など国際的な情報発信を検討していくとともに、国内で培われた知識や技術を、SATOYAMAイニシアティブ等の関係機関と連携した取組を通じて、各国における普及拡大に役立てていくことが必要である。

生物多様性の保全や生物相の回復を図るにあたっては、国土全体のみならず地域的視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要となる。現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生が進められているが、引き続き、これらの取組を着実に進めることが重要である。さらに、より効率的・効果的な取組の実施を図るために、その基盤となる調査研究や技術開発のさらなる充実、人材の確保等にも努めていくことが必要である。

生態系ネットワークの形成は、気候の変化に対して適応する生物の移動が円滑に行われるよう、気候変動に対し特に脆弱である生物多様性を保全するためにも必要となると考えられる。現在、わが国においてどの様な影響が生じるかについて、具体的な情報が不足しているなか、早急に科学的知見を集積するとともに、最新の知見に基づいて、生物多様性分野における気候変動の適応策について検討し、対策を講じていくことが喫緊の課題である。

今後想定される大規模災害、気候変動の影響により増加すると予想されている災害に対しては、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策についても検討していくことが重要である。このため、生態系の有する防災・減災機能や平時の生態系サービスの評価を行い、自然生態系の分布状況とあわせて地域にわかりやすい形でとりまとめ、地域の総合的な防災・減災対策の中で十分に活用されるよう、努めることが必要である。

農林水産業の分野でも、生物多様性の保全に資する様々な取組が行われ着実に成果が得られている。しかし、更に取組を進めるためには、農山漁村における人口減少・高齢化にともない、農林水産業従事者以外も巻き込んだ地域ぐるみの取組をいかに進めるかが課題となっている。このように多様な主体を巻き込むためには、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割をわかりやすく示していくことが必要である。

生物多様性は地域固有のものであり、地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画が各地域で策定されることが重要である。また、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、生物多様性の恵みを支える健全な物質循環の確保も課題となっている。このため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させていくという、複層的な「地域循環圏」の構築や、生態系サービスの需給でつながる地域間の連携や交流を深めていく「自然共生圏」構築のための方策の検討を進めることが必要である。